

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター

正会員の入会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「当法人」という。）定款第8条に基づき同第7条第1号で定める正会員（以下「正会員」という。）の入会について定めるものとする。

(入会基準)

第2条 正会員となろうとする者は、都道府県行政書士会の個人会員で、次の各号のすべてを満たす者でなければならない。

- (1) 別に定める入会前研修を受講し、効果測定に合格すること
- (2) 行政書士法第2条の2に定める欠格事由に該当しないこと
- (3) 都道府県行政書士会から過去5年間訓告相当以上の処分を受けていないこと
- (4) 都道府県行政書士会から過去2年間品位の保持等の理由により勧告もしくは指導を受けていないこと
- (5) 都道府県行政書士会会費を6ヶ月分以上滞納した者として会費滞納者リストに過去1年間登載がないこと
- (6) 当法人が提携又は委託する成年後見賠償責任保険に加入済み、または当法人への入会申込と同時に加入申込をおこなうこと
- (7) 当法人または支部の活動及び運営に著しく支障をきたすおそれのある者でないこと
- (8) その他当法人の目的に照らして、その妨げとなるおそれがある者ではないこと

(入会申込書類)

第3条 正会員となろうとする者は、次に定める書類を当法人本部に提出しなければならない。

- (1) 入会申込書（様式第1号）
- (2) 経歴書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 受任状況報告書（様式第4号）
- (5) 都道府県行政書士会の証明書（様式第5号）
- (6) 住民票の写し
- (7) 行政書士証票の写し
- (8) 成年後見にかかる損害保険加入申込書兼保険加入申告書（様式第6号）
- (9) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- (10) その他都道府県行政書士会との協定書に基づき提出を要する書類

(審査手続)

第4条 当法人は、正会員となろうとする者からの申し込みがあった場合、速やかに

審査手続を行い、理事会の承認を得るものとする。

2 審査手続については、理事会が別に定める。

(入会の可否に関する通知)

第5条 入会の手続きをした者について、入会の申し込みを認めない場合は、速やかにその理由を付した書面により本人に通知しなければならない。

2 理事会の承認を得た入会希望者に対しては、会員証を添付の上、入会を認める旨の通知を発する。

(規定外事項)

第6条 この規則に定めのない事項については、理事会が定める。

附 則

1 本規則は、平成22年9月2日から施行する。

2 削除

附 則

本規則は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

本規則は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

本規則は、平成29年9月12日から施行する。